

# 新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

参考資料 2-3

## 1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

	項目	内容
1	<u>医療体制の強化</u>	今後、感染力が2倍になった場合にも対応できるよう、入院を必要とする方が、確実に入院につながる体制を整備
2	<u>ワクチン接種の促進</u>	2回目接種が完了から、原則8か月以上経過した追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、体制を確保
3	<u>治療薬の確保</u>	今冬をはじめ中長期的な感染拡大においても、軽症から中等症の重症化リスクを有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬（中和抗体薬、経口薬）を確保
4	<u>感染防止対策</u>	緊急事態措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限等の感染防止対策を講じる。他方、経済社会活動を継続できるよう取り組む。 <u>緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。</u>

## 2 新型コロナウイルス感染症の実施に関する重要事項

	項目	内容
1	情報提供・共有	三密回避、マスク着用など国民に対する行動変容に資する啓発を推進等
2	ワクチン接種	12月から追加接種を開始。12歳未満の子どもに対するワクチン接種について、厚生科学審議会で議論し接種開始。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保
3	サーベイランス等	患者等情報を関係者で共有するシステムによるデータ分析等
4	検査	感染拡大時に要請に基づき、検査を受けた場合の費用を無料とできるよう支援等
5	まん延防止	飲食、イベント、外出・移動等の行動制限、学校・職場における取組等
6	水際対策	検疫、査証の制限等の措置等を引き続き実施等
7	医療提供体制の強化	病床の確保、臨時の医療施設の整備、自宅宿泊療養者への対応、医療人材の確保等
8	治療薬	治療薬の供給の確保や開発の加速等
9	経済・雇用対策	経済対策による経済・雇用対策
10	その他	偏見・差別等への対応、社会機能の維持等

# 基本的対処方針に基づく対策イメージについて

対策イメージは現時点の基本的対処方針の内容を反映したものであり、今後の国からの情報等も踏まえて具体的に検討

レベル0~2

## 基本的な対策

- 【外出・移動】
  - ・都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底など
- 【飲食】
  - ・感染拡大傾向の場合、営業時間短縮(20時まで)
    - ※第三者認証店は時短要請を行わない
  - ・感染拡大傾向の場合、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける
    - ※第三者認証店でワクチン・検査パッケージ適用の場合、5人以上の会食も可能
- 【イベント】
  - ・人数上限5,000人又は収容定員50%の大きい方、かつ収容率上限50%(大声あり)、100%(大声なし)
    - ※感染防止安全計画策定の場合、人数上限収容定員までかつ収容率上限100%

2~3

## まん延防止等重点措置

- 【外出・移動】
  - ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動自粛
  - ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるなど
- 【飲食】
  - ・営業時間短縮(20時まで)、酒類提供自粛
    - ※第三者認証店は営業時間21時まで、酒類提供も可能(知事の判断で時短要請を行わないことも可能)
  - ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける
    - ※第三者認証店でワクチン・検査パッケージ適用の場合、5人以上の会食も可能
- 【イベント】
  - ・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)、100%(大声なし)
    - ※感染防止安全計画策定の場合、人数上限20,000人かつ収容率上限100%。さらに、ワクチン・検査パッケージ適用の場合、人数上限収容定員まで

3

## 緊急事態措置

- 【外出・移動】
  - ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動自粛
  - ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるなど
- 【飲食】
  - ・酒類又はカラオケを提供する場合、休業
    - ※第三者認証店は営業時間21時まで、酒類提供も可能
    - ※第三者認証店等でワクチン・検査パッケージ適用の場合、収容50%でカラオケ提供も可能
  - ・酒類又はカラオケを提供しない飲食店の営業時間短縮(20時まで)
  - ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける
    - ※第三者認証店でワクチン・検査パッケージ適用の場合、5人以上の会食も可能
- 【イベント】
  - ・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)、100%(大声なし)
    - ※感染防止安全計画策定の場合、人数上限10,000人かつ収容率上限100%。さらに、ワクチン・検査パッケージ適用の場合、人数上限収容定員まで

4